

構造改革特別区域計画

- 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
大崎市
- 2 構造改革特別区域の名称
鳴子温泉郷ツーリズム特区
- 3 構造改革特別区域の範囲
大崎市の区域の一部（旧鳴子町の区域）
- 4 構造改革特別区域の特性

【自然】

大崎市の区域の一部（旧鳴子町の区域。以下「本区域」という。）は宮城県の西北端に位置し、東部は栗原郡、南部は岩出山町・加美町、北西部は山形県・秋田県に接しており、総面積 326.10 k m²の典型的な山間地帯となっている。本区域内には、いたるところに温泉が湧出し、豊富な温泉資源と優れた四季の景観に恵まれ、栗駒国定公園の代表的な温泉観光地として知られている。特に町土は、森林が全体の約 88%を占め、町の中央を流れる江合川（荒雄川、大谷川）沿いを中心に農用地 3.7%、宅地 1.0%と平地は極めて少ない。

また、本区域では、寒暖の差が著しい内陸型の気候を示しており、冬季が 11 月下旬より 3 月下旬まで続き特に山岳地帯は、2～3 mの積雪がある。

【歴史】

本区域に人類がはじめて文化の足跡を残したのは、今から約 2 万年前頃と推定されているが、江戸時代より出羽・羽後両街道の要所で芭蕉が通った旧街道を「おくのほそ道」（遊歩道）として整備している。

鳴子温泉郷は、川渡・東鳴子・鳴子・中山平・鬼首の 5 つの地域から成り立っているが、温泉の歴史は古く、続日本紀によれば西暦 837 年に鳥谷ヶ森が爆発したことにより、区域内各地で温泉が湧いたとされ、その後湯治の湯として親しまれている。370 本以上の源泉が湧き、「かけ川渡、かさ鳴子...」と言われるように源泉ごとに泉質が異なり、各々に違った経験的効能を示し、日本にある天然温泉の泉質 11 種のうち、実に 9 種がそろそろ条件は国内有数である。

現在の本区域は、明治 22 年の町村制施行により鳴子村・大口村・名生定村が合併し温泉村となり、大正 10 年に温泉村を鳴子町・川渡村に分村、昭和 29 年に鳴子町・川渡村・鬼首村の 3 町村合併によりできた区域で、今日は「いで湯とこけしの里」として親しまれている。

【経済】

本区域の産業は、観光業中心の第三次産業の比率が高く、次いで第二次・第一次産業と続く。「温泉」「鳴子峡」「瀧沼」「間けつ泉」「スキー場」等を代表とする多くの観光資源に伴う観光業、約 1 万人を収容できる 100 以上の宿泊施設がある旅館業などが中心である。また、商工伝統産業としては、350 年以上の歴史を持ち木地呂塗り・ふき漆塗り・竜文塗り等伝統技法を伝える「鳴子漆器」、豊かな森から生まれ木地玩具として親しまれてきた、清楚でやさしい表情を持ち日本を代表する「鳴子こけし」など伝統の技を師から弟子へと職人が受け継いでいる。さらに、温泉と夏期の冷涼な気候を生かし、米・畜産（肥育・繁殖・酪農）・園芸特産（りんどう・ブルーベリー・鬼そば・鬼首高原大根・温泉舞茸・わさび等）を柱とした多様な農業、また豊富な森林資源を生かした林業が基幹産業である。

【特区申請の背景】

多数の観光資源に恵まれる本区域であるが、ここ10年程の景気の低迷により、本区域の観光入込客数も約400万人から約200万人程に減っており、旅館等の廃業等様々な問題が起きている。また、山間地の例にもれず過疎化、少子高齢化等により地域活力は低下しており、農林業においても農業従事者の高齢化や遊休荒廃地が増加するなど、従来の市場向け中心の生産振興に重きを置く農業振興策は限界に達しており、早急に新たな対応策が必要となっている。

観光客入込み数の推移

単位：人

	平成5年	平成9年	平成14年
観光入込み客数	3,830,000	2,730,000	2,050,000

農家戸数と担い手数（後継者）、耕作放棄地の推移（農林業センサス）

	平成2年	平成7年	平成12年
農家戸数（戸）	789	738	672
担い手数（人）	490	426	319
耕作放棄地（ha）	19	21	45

このような状況の中、本区域の各分野が各々危機感を持ち始め、本区域の温泉観光地としての原点に戻り、旅人を心から迎え入れる姿勢を再確認し、できることから行動に移していこうと様々な試みが行われている。温泉観光地鳴子の再生に向けた各分野の最近の主な具体的な取組みは下記のとおりである。

産業連携

「なるこツーリズム講座」

温泉街ならではの情緒・にぎわい、農山村ならではの やわらかな空間・時間、その土地ならではの生活文化を触れられるような、地域資源を最大限生かした鳴子での新たな旅の形・ツーリズムを目標に、観光業・農林業・地域づくり団体が一緒に学び合い、強力な連携を図ることを目的に、ツーリズムに関わる各種専門家を講師に招き、4回講座（月1回）を実施している。

（旧鳴子町主催、平成15年度より）

農林業

1) 「鬼楽里（きらり）ふるさと体験」

農業関係団体と観光宿泊団体が連携することにより、お互いのメリットを生かした事業を展開し、地域に潤いと活力を見出し地域が活性化されることを目的とし、鬼首の農地開発事業で生じた農地40haを舞台に、「鬼首高原大根」の抜き取りまるかじり体験や伝統文化「鬼首神楽」見学参加等、都会の人々と地域の人々とのふれあい・地域文化・ふるさとを感じてもらえるような事業を実施した。（鬼首農地開発農業振興組合主催、平成15年度より）

2) 「ブルーベリー摘み取り農園」

本区域の冷涼な気候と酸性土壌という環境適性に合った作物であり、目など体に良いといわれるブルーベリーの栽培を推進しており、約3haのブルーベリー畑を会場に、都会の人々・宿泊客向けに、ブルーベリーの摘み取り体験を実施している。

（鳴子ブルーベリー生産加工組合主催、平成12年度より）

観光業

1) 「温泉療養プラン～湯治温泉療法～」

鳴子に代々受け継がれてきた、豊富な湯量と多彩な泉質・効能での湯治の文化を生かしながら、町立鳴子温泉病院と連携し、湯治宿泊しながら病院で各種生活習慣病などの症状に合った適切な温泉療養やリハビリ方法などの指導を行う。現在は周辺の自然散策や食を通じた療養も検討を行っている。（鳴子温泉郷観光協会温泉療養部会主催、平成13年度より）

2) 「街を歩けば下駄も鳴子」

地元宮城大学の調査事業がきっかけで、温泉街の原点に戻り下駄を鳴らして街を歩こう、との提案が

ら大学・温泉観光協会・旅館組合・商店街等が連携し、おもてなし空間づくり・温泉街の再構築を目的に実施している。下駄をはいて温泉街を探索するお客には楽しいこと、お得なことを用意しておき、湯めぐりや温泉街を楽しく歩いてもらう内容である。

店の軒先でも町にゆかりのある画家の詩を入れたあんどんや、特製のれんを設けるなど、湯の町を楽しく歩いてもらう工夫・演出など、温泉街が一丸となっておもてなしの心を再確認する機会となっている。（鳴子温泉観光協会主催、平成13年度より）

商工業

1) 鳴子温泉でっぺクラブ

観光客のニーズが多様化し、温泉街・商店街の魅力が低下し商店街の廃業等による空き店舗が増加する傾向にあるが、空き店舗を利用し「一店逸品運動」を展開しながら観光客並びに地域住民が商店街を回遊し、商店と消費者が一体となってにぎわいのある商店街形成を目的に新たな組織を結成した。一店逸品ワークショップ、空き店舗フェア、フリーマーケットの実施など、商店街全体を巻き込んだ活動となり、商店街の人々にやる気をもたらした。

（商店街の新組織、平成13年より）

地域づくり

1) 「東鳴子温泉2泊3日の旅～現代湯治入門～」

伊達藩政期には御殿湯も置かれ、かつては湯治湯として栄えた東鳴子温泉で、数日かけてじっくりと静養湯治し、自炊・食の提供は各自で選択し、温泉街の各商店でも各々にささやかなもてなしを提供、地元とのふれあいを大切にした地元手づくりの企画であったが、何かと忙しい現代においては、とても贅沢な企画として評価された。特に、この企画を通じて東鳴子温泉地域の一体感が生まれ、一層発展した湯治企画・御殿湯復興計画など地元のやる気が増しており、地域活性化につながっている。（東鳴子ゆめ会議主催、平成15年度より）

上記のように本区域の各分野で、今までの取組みを見直し、地域資源・文化を生かす具体的な取組みが行われ始めており、さらに各分野が意識を一つに連携をすることで鳴子の特性を一層生かすことが可能となる。

5 構造改革特別区域計画の意義

現在でも年間200万人の旅人が訪れる温泉観光地鳴子で、地元固有の自然・歴史・生活文化・産業を再確認し、それらを最大限生かした心からのもてなし交流を行い、旅人・都会人へ感動を与え、逆に地域住民が刺激・やる気を受けるような、観光業・農林業・地域が意識を一つにした一体的なツーリズムを推進することで、当該計画区域内の産業振興、地域活性化及び温泉観光地の再生を図る。

一体的なツーリズムを推進する上で、特に農林部門での農業従事者の高齢化、遊休農地の増加、山里の田園風景の減少が一層懸念されるが、当該計画の実施により旅人が求める農的交流空間を広げることができ、その土地ならではの深い交流も図れ、農業振興はもとより「都市農村交流」「地産地消」「生きる力を育む」「地域の誇りの回復」につながるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

観光客・国民の多様化が進み、見る観光から触れる観光へ、地域と交流する観光へと温泉観光地も資源や人の質が問われている。

本区域は「ゆっくり ゆったり くつろぎの里」を掲げ、住む人と訪れる人にやさしいまちづくりを目指しているが、各分野で意識を一つに「心のもてなし・交流」の実践を行うことで、住む人と訪れる人とお互いの大切さを発見・感動し、新たな視点から自分自身を見つめなおすこととつながり、お互いに良い影響を与え合う共生の地域を目指し、温泉観光地の再生を図る。

特区内での濁酒の提供に加え、関連事業として市民農園の開設及び農地所有限面積要件の緩和を行

うことにより、農的交流空間の幅・魅力を広げ、各種農林体験交流メニューと温泉旅館等との産業間の連携を図り、一層魅力的な鳴子ならではの交流内容を形成する。

重点課題 機能連携した都市農村交流の推進「交流・共生の温泉観光地 鳴子」
地域内自給力の向上・広域連携 「宮城のプロデュース」「スローフードの推進」
食農教育 「地域の農業を知り、生きる力を育む」

具体的取組み方針

地域資源の再認識を行い、地域の交流体験講師の養成、交流体験メニューの整備を行い、農業団体・観光団体のネットワーク「鳴子ツーリズム研究会」を中心に各関係機関が、意識を統一し機能連携することにより各々のメリットを生かした事業を展開する。

地域の郷土料理・地場食材での新たな展開を探り、スローフードを推進普及し地域内消費を目指し、海の幸を山の幸で迎える料理など、温泉観光地鳴子で宮城の食材をプロデュースする。

地域子ども達に農業の大変さ・食のありがたみを分かるような耕起～調理までの体験を通じ、将来的な共生を図る。

地元資源の再認識を行う具体的取組み例

【農林業等交流体験メニュー整備】

農林畜産業体験（周年を通じた栽培体験、耕起～草取り～収穫）

水稲・鬼首高原大根・鬼首菜・鬼そば・ブルーベリー・山菜・クレソン・きのこ

林業全般・ブナ植樹・下草刈り・家畜の世話（和牛・酪農）・乗馬交流

加工体験

山菜の加工瓶詰め・漬け物・麴南蛮味噌づくり・木の実ジャム加工・バター作り等

農村体験

炭焼き・桶づくり・つる細工・わら細工・地元杉での木工・魚釣り・杉の自生山散策

伝統文化

鬼首神楽、地元神社祭り交流、さなぶり、収穫祭

食文化

地元のスローフード・郷土料理調理体験、鬼そば打ち

【各分野での連携内容】

各種分野でのささやかな特典を検討 農林業体験後の温泉入浴、商店街での一杯など

宿泊との連携 湯治・ペンション・旅館・ホテル・民泊等様々な形態との提携

旅館でのスローフードの提供の他、鳴子の山の幸と海の幸とのプロデュースなど

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1) 特区による経済的効果

これまで、規制の特例であった市民農園の開設・及び農地所有下限面積要件の緩和により、地元農家の積極的な意思による農地の有効活用・交流資源としての活用が継続的に行われ、地域の課題となっている農林業者の所得向上及び遊休農地の解消が図れ、本特区内での農村体験交流人口の増加が図られてきたところである。ひいては鳴子の特性としての温泉旅館や商店街との連携により、日帰り・宿泊客が増加し、観光入込客の増加につながっている。また、今後もこれらと併せ、規制の特例を活用した農業体験後の濁酒を中心とした郷土スローフードでの交流を引き続き行うことにより、各農家の伝統文化の個性を心から理解・感動することができ、その後地域のファン・応援団・リピーターとして一層の交流人口の増加につながり、地域全体への経済的な効果が期待される。

(その他)

- ・ 農産物の地産地消（地域内自給力の向上）
- ・ 体験を通じた曲がり農産物の販売等地元農産物の消費拡大
- ・ 体験交流者を媒介としたファン・リピーターの拡大による、農産物の販路拡大につながる。

2) 特区による社会的な効果

地域が一体となって、心からの相互交流が図られることにより、旅人等都市住民と地域住民の双方が影響を与え合い、お互いに失ったもの・欠けていたものを再確認・発見することで、お互いが変わり活力を見出すこととなる。

旅人等都市住民に本特区内のそのままの農村生活をまるごと体感してもらうに当たり、地域住民が地域の資源の再確認を行うことで、足元の大切な資源を再認識、光をあて生かすこととなる。

(その他)

- ・ やる気のある担い手農家の登場や、地元からのUターンや都会からのIターン等新規就農者の増加も見込める。
- ・ 体験を通じ、農産物の安全・安心を体で感じ、食の信頼を回復する。
- ・ 体ごと癒される農山村の大切さ、保護守っていかなければならないことを認識し、ファン・リピーターが地域の応援団となり、都市と地域住民と一緒に農山村を守ることにつながる。
- ・ 高齢者の持つ熟練した技を生かした農村体験の中で、都会住民から刺激を受けることで、農業等の生産意欲の回復、生きがいにつながる。
- ・ 伝統文化、生活文化、食文化に光をあて、各々の地域文化を守り活性化することとなる。

【特区区域における、5年後の交流人口予想】

		H 1 5	H 2 0
市民農園	開設面積 (1区画 100㎡)	0㎡	10,000㎡
	目安消費金額	0千円	1,000千円
農村地域 交流人口	農村交流人口	2,000人	5,000人
	目安消費金額	2,000千円	5,000千円
交流観光 人口	日帰り客数	1,300,000人	1,600,000人
	目安消費金額	3,900,000千円	4,800,000千円
	宿泊客数	780,000人	970,000人
	目安消費金額	8,580,000千円	10,670,000千円
	観光入込客数	2,100,000人	2,600,000人
	目安消費金額	12,768,000千円	15,808,000千円

8 特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業(707)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

【全般目標】「ツーリズム推進事業 ~ あだらいん ~」

「なるこツーリズム講座」で各分野の鳴子人が共に学び合い、鳴子スタイルの旅を再確認しているところであるが、平成16年度は農林業・観光業・地域づくり団体等でのネットワーク「鳴子ツーリズム研究会」を母体とし、「旅は他火」の概念で、旅人をもてなす対等な心の交流を本特別区域内全域各分野での意識統一を図り、一体的なツーリズムを推進する。

火とは元来暮らしの中心であり、各々の火は人・地域固有のものであるが、現代の自分の火、生き方を忘れかけた都会人などが他人の火を求め旅をしている。鳴子の火にあだっていただき、心の相互交流ができる地域を目標に掲げ、元来の温泉観光地の再生を行う。

重点課題 機能連携した都市農村交流の推進、 地域内自給力の向上・広域連携、 食農教育

本特別区域内で「市民農園」「農地所有」「濁酒提供」等農的交流空間を拡大することで各分野との連携を図った事業を展開する。

【関連事業】

- 1) みやぎグリーン・ツーリズム推進事業（H16～、県単事業）
 - ・グリーンツーリズムの体制づくり（「鳴子ツーリズム研究会」育成支援）
 - ・地元交流資源の再確認、地元担い手育成（地元・都会ワークショップを通じた研修会）
 - ・観光旅館側と農林生産者の連携を図る（お互いを講師にした協働ワークショップ）
 - ・特区項目の推進「旅人への市民農園・新規所有農地の提供」「濁酒提供実現」
- 2) 地域連携システム整備事業（H17以降検討、国庫事業）
地域の連携・地域資源の発掘・再評価、体験交流施設等の整備連携方向の検討
- 3) やすらぎ空間整備事業（H17以降検討、国庫事業）
ツーリズム推進に必要な都市農山村交流施設の整備を検討
- 4) 地域水田農業ビジョン（H16～18）
旅館直売所等産地消の推進、都市農村交流の推進、特産栽培の推進～山の幸王国づくり～、環境にやさしい源流水での米づくり等を目標に掲げ、水田の活用もツーリズムと連動し推進する。
- 5) 地域内食材供給システム（H13～16、県主催）
本区域内の鬼首をモデル地区に、産地消の体制づくりを行う。
- 6) 子ども農業体験学習都道府県推進事業（H16、県主催）
文部省と農水省連携事業で、大崎市の鬼首小中学校をモデル地区に農業体験を中心に行う食農教育を実践する予定。5)事業と連携し、学校への供給食材での体験を通じて、地元の農産物・食に誇りを持つ、体で感じる安心食体験（種まき～収穫～調理）を実施予定。
- 7) 特定農地貸付事業
遊休地等を活用した市民農園等の開設の促進
- 8) 農地の利用増進事業
農地の権利取得の下限面積要件の緩和による農地利用の増進

【継続する事業】

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 農林業 | 「鬼楽里（きらり）ふるさと体験」
「ブルーベリー摘み取り農園」 |
| 観光業 | 「温泉療養プラン～湯治温泉療法～」
「街を歩けば下駄も鳴子」 |
| 商工業 | 「鳴子温泉でっぺクラブー店逸品運動」 |

地域づくり「東鳴子温泉2泊3日の旅～現代湯治入門～」

別紙

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

本特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿や農家レストラン、旅館、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農山村に滞在しながら行う農作業の体験その他農林畜産業に対する理解を深めるための活動）の一環として、本特別区域内で農家民宿や農家レストラン・旅館など、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒を製造し、提供・販売する。この場合において本事業の実施主体が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6k1））の規定は適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

温泉観光地を訪れる現在の旅びとは、今までのような温泉や見る観光資源だけではなく、その土地ならではの生活文化、食、あらゆる体験や交流を求めている。その中でも土地の食文化として地域に伝わる郷土料理でもてなしにより、一層心の交流を進めることが可能である。

当該規制の特例措置により、農家民宿や農園レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

農家が旅びとと農林業体験を行ったり、濁酒を提供し共に交流することは、その地域の固有の特性を一層生し心からのもてなしを実現でき、旅びとに感動を与え、また地域としての食文化・誇りを再確認することとなり、都市と農村の交流・共生につながるものである。

農山村であり温泉観光地である本特別区域内での、旅びと・都会人へのあらゆる分野での心からの対等のもてなし・交流を実現するには、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。